

5 . 65歳以上の妻がうける遺族厚生年金の見直し

働いて保険料を納付したことが給付額に反映されるように、平成19年4月以降に65歳以上の遺族厚生年金をうけられるようになる妻は、妻自身の老齢厚生年金を全額うけられるように改正されました。

- 厚生年金保険に加入したことがある妻は、まず自分の老齢厚生年金を全額うける。
- 妻自身の老齢厚生年金の額が、《遺族厚生年金（亡くなった夫の老齢厚生年金の4分の3）》の額と《遺族厚生年金の3分の2（＝亡くなった夫の老齢厚生年金の2分の1）＋自分の老齢厚生年金の2分の1》の額と比べていずれの額よりも高い場合、遺族厚生年金は支給されない。
- 上記の額のいずれか高い額を下回る場合、高い額との差額を遺族厚生年金としてうけることとなります。

現在、65歳以上の遺族配偶者がうける年金は、
夫の遺族厚生年金 自分の老齢厚生年金 夫の遺族厚生年金の2/3＋自分の老齢厚生年金1/2
から最も高額を選びます。
改正後は、自分の老齢厚生年金をうけ、その額が や より低額になる場合に、差額を遺族厚生年金としてうけます。

【例】 死亡した夫の老齢厚生年金（報酬比例部分）10万円
妻自身の老齢厚生年金（報酬比例部分）4万円、基金の基本年金代行部分は1万円の場合

の受給方法では、
遺族厚生年金＝死亡した夫の老齢厚生年金10万円×3/4＝75,000円を受給できます。
の受給方法では、
遺族厚生年金＝（死亡した夫の老齢厚生年金10万円×3/4）×2/3＝50,000円
妻自身の老齢厚生年金4万円×1/2＝20,000円の、合計70,000円が受給できます。

この場合は、より高い額である の受給方法（75,000円）を選択しますが、新しい方法では、老齢厚生年金の40,000円を全額受給し、基金の代行部分10,000円は独自給付ではなく老齢厚生年金の一部として支給することになりますので75,000円－50,000円＝25,000円を遺族厚生年金として受給します。

